

**時短営業協力金交付対象店舗**  
(特措法第 2 4 条第 9 項に基づく協力要請の対象店舗)

**交付対象店舗：**

福島県に所在し、通常、午後 8 時から午前 5 時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設

- ・ 接待を伴う飲食店（風営法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する店舗）
- ・ 酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）

ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペースを除く

カテゴリー	申請 コード	対象店舗
○接待を伴う飲食店  ※風営法第2条第1項第1号に該当し、 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を 受けた店舗  ※通常、午後 8 時から午前 5 時までの 時間帯を含む営業を行っている店舗	11	キャバレー
	12	スナック
	13	パブ
	14	クラブ
	15	上記以外の風営法第2条第1項第1号 に該当する飲食店
○酒類を提供する飲食店・カラオケ店  ※食品衛生法に基づく飲食店営業許可を 受けた店舗  ※通常、午後 8 時から午前 5 時までの 時間帯を含む営業を行っている店舗	21	飲食店
	22	料理店
	23	居酒屋
	24	バー
	25	カラオケ店
	26	上記以外の酒類を提供する飲食店